



# 和歌山県報

発行 和歌山県  
和歌山市小松原通一丁目1番地  
毎週火、金曜日発行  
定価 (送料共) 1 か月 2,200 円

## 目次

### ○ 告示

- 464 特定非営利活動法人の設立認証の申請 (県民生活課)
- 465 障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス事業者の廃止 (障害福祉課)
- 466 障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定 ( " )
- 467 障害者自立支援法に基づく指定相談支援事業者の変更 ( " )
- 468 保安林の指定予定の通知 (森林整備課)
- 469 " ( " )
- 470 " ( " )
- 471 道路の位置の指定 (都市政策課)
- 472 " ( " )

平成21年4月3日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 申請年月日  
平成21年3月24日
- 2 名称  
特定非営利活動法人日本フィリピン交流センター
- 3 代表者の氏名  
日用敦之
- 4 主たる事務所の所在地  
和歌山県田辺市秋津町764番地
- 5 定款に記載された目的  
この法人は、日本とフィリピン共和国の国際交流活動を促進し両国の相互理解と友好を深め両国民に対し、介護福祉事業等の増進及び経済活動の活性化を図り両国の発展に寄与することを目的とする。

## 告 示

### 和歌山県告示第464号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定による設立認証の申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

なお、関係書類は、和歌山県環境生活部県民局県民生活課及び和歌山県NPOサポートセンターに備え置いて、平成21年5月24日まで縦覧に供する。

### 和歌山県告示第465号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第46条第1項の規定に基づく指定障害福祉サービス事業者の廃止について、次のとおり届出があったので、同法第51条第2号の規定に基づき公示する。

平成21年4月3日

和歌山県知事 仁坂吉伸

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	障害福祉サービスの種類	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	廃止年月日
3012200154	のぞみ園	田辺市たきない町21-38	旧知的障害者入所更生施設	社会福祉法人南紀のぞみ会	田辺市たきない町21-38	平成21.3.31

### 和歌山県告示第466号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第29条第1項の指定障害福祉サービス事業者を次のとおり指定したので、

同法第51条第1号の規定に基づき公示する。

平成21年4月3日

和歌山県知事 仁坂吉伸

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	障害福祉サービスの種類	主たる対象とする障害種別	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	指定年月日	指定の有効期限
3012200154	のぞみ園	田辺市たきない町21-38	生活介護	知的障害者	社会福祉法人南紀のぞみ会	田辺市たきない町21-38	平成21.3.1	平成27.2.28
			施設入所支援					

### 和歌山県告示第467号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第46条第1項の規定に基づく指定相談支援事業者の変更について、次の

とおり届出があったので、同法第51条第2号の規定に基づき公示する。

平成21年4月3日

和歌山県知事 仁坂吉伸

事業所番号	事業所の名称	変更事項	変更前	変更後	変更年月日
3031300019	てんとう虫	事業所の名称	相談支援センターてんとう虫	てんとう虫	平成21.3.1
3031300019	てんとう虫	事業所の所在地	伊都郡かつらぎ町大谷247-1	伊都郡かつらぎ町佐野847-4	平成21.3.1

**和歌山県告示第468号**

農林水産大臣から次のように保安林の指定をする予定である旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成21年4月3日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 保安林予定森林の所在場所 田辺市本宮町大瀬字西尾和田285（次の図に示す部分に限る。）、288、288の1、288の2、290の1、291、292、292の1、292の2、字政木300の1、301、302の1、303から309まで、字政木谷310、311・字政木316（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）、字シュケ317、318の1、320の1、321、322の1、323、324の1、325の1、325の2、326の1、327、328、329の1、329の3、331から333まで、334の1、335の1、335の2、336、336の1

- 2 指定の目的 水源のかん養

- 3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

字政木316（次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県庁及び西牟婁振興局並びに田辺市役所に備え置いて縦覧に供する。）

7、188、2026（次の図に示す部分に限る。）

- 2 指定の目的 土砂の流出の防備

- 3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。  
字米之郷187、188

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県庁及び那賀振興局並びに紀の川市役所に備え置いて縦覧に供する。）

**和歌山県告示第470号**

農林水産大臣から次のように保安林の指定をする予定である旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成21年4月3日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 保安林予定森林の所在場所 日高郡日高川町大字寒川字長志南原2906

- 2 指定の目的 土砂の流出の防備

- 3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。  
字長志南原2906（次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

**和歌山県告示第469号**

農林水産大臣から次のように保安林の指定をする予定である旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成21年4月3日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 保安林予定森林の所在場所 紀の川市中鞆渕字米之郷18

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県庁及び日高振興局並びに日高川町役場に備え置いて縦覧に供する。)

和歌山県告示第471号

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のとおり指定した。

平成21年4月3日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

指定 番号	指定位置	申 請 者 住 氏 所 名	指 定 年 月 日	道 路	
				幅 員 メートル	延 長 メートル
3043	田辺市湊字神田620番内一部、619番5	田辺市湊620番地 大谷安造	平成 21.3.25	4.00	27.76

和歌山県告示第472号

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のとおり指定した。

平成21年4月3日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

指定 番号	指定位置	申 請 者 住 氏 所 名	指 定 年 月 日	道 路	
				幅 員 メートル	延 長 メートル
3033	有田郡有田川町大字水尻字柿ノ本1281番3の一部	有田郡有田川町大字明王寺258番地の1 三洋住宅株式会社 代表取締役 川口禎男	平成 21.3.26	6.00 6.00	72.45 14.36